
宿毛市
下水道事業経営戦略

令和3年3月

宿 毛 市

目 次

第1章 はじめに.....	1
第2章 事業概要.....	1
1. 事業の現況.....	1
(1) 施設.....	1
(2) 使用料の概要等.....	2
(3) 組織.....	3
2. 民間活力の活用等.....	3
3. 経営比較分析表を活用した現状分析.....	4
(1) 公共下水道事業.....	4
(2) 農業集落排水事業.....	4
(3) 漁業集落排水事業.....	5
第3章 将来の事業環境.....	9
1. 処理区域人口の見通し.....	9
2. 処理水量（有収水量）の予測.....	13
3. 使用料収入の見通し.....	14
4. 施設の見通し.....	15
5. 組織の見通し.....	15
第4章 経営の基本方針.....	15
1. 公共下水道事業.....	15
2. 農業集落排水事業.....	16
3. 漁業集落排水事業.....	16
第5章 投資・財政計画.....	17
1. 投資・財政計画について.....	17
(1) 収支計画のうち投資についての説明.....	17
(2) 収支計画のうち財源についての説明.....	17
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	18
2. 経営指標について.....	27
3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組.....	28
(1) 今後の投資についての考え方・検討状況.....	28
(2) 今後の財源についての考え方・検討状況.....	28
(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況.....	28
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	29
用語解説.....	30

第1章 はじめに

宿毛市（以下「本市」という。）においては、計画的に下水道施設の整備を進めてきましたが、人口減少に伴う料金収入の減少や今後老朽化する各施設の更新費用の増加が懸念されるなど事業を取り巻く環境が大きな変化局面を迎えていることを踏まえ、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）の持続可能な経営を実現していくために、「投資」と「財政」の両面から今後の経営の方向性を明らかにする中長期的な経営戦略を策定することにより、経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ります。

- | |
|---|
| <p>■事業名：下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）</p> <p>■策定日：令和3年3月</p> <p>■計画期間：令和2年度 ～ 令和11年度</p> |
|---|

第2章 事業概要

1. 事業の現況

(1) 施設

本市の下水道施設の現況は、次に示すとおりです。

図表 2.1 施設の現況

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道事業 平成14年度(19年) 農業集落排水事業 平成10年度(23年) 漁業集落排水事業 平成11年度(22年)	法適(全部適用・ 一部適用)非適の 区分	非適用
処理区域内人口密度	28.4人/ha 3事業合算 令和元年度決算統計	流域下水道等へ の接続の有無	無
処理区数	3箇所(公共下水道事業1区域、農業集落排水事業1区域、漁業集落排水事業1区域)		
処理場数	3箇所(公共下水道事業1箇所、農業集落排水事業1箇所、漁業集落排水事業1箇所)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

・「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

・「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

(2) 使用料の概要等

本市の下水道使用料は、次に示すとおりです。

○宿毛市下水道条例

第 16 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した合計額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を二捨三入した額)とする。

図表 2.2 使用料

基本使用料		超過使用料(排除汚水量 1 立方メートルにつき)	
排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
10 立方メートルまで	1,000 円	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで	110 円
		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで	120 円
		30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで	130 円
		50 立方メートルを超えるもの	150 円

2 使用者が、排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

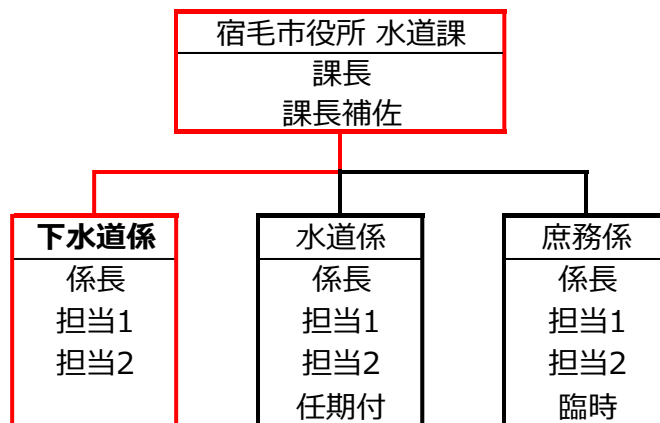
- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して 7 日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前 2 号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1 使用月として算定する。

(3) 組織

本市における下水道事業の運営組織は、水道課下水道係において運営しています。

図表 2.3 下水道事業の組織



2. 民間活力の活用等

民間活力の活用等については、次に示すとおりです。

図表 2.4 民間活力の活用等

民間活力の活用等	ア 民間委託	それぞれの浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*1	現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*2	現時点では実施していません。

*1 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*2 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

3. 経営比較分析表を活用した現状分析

下水道事業の経営に関わる現状分析は、経営比較分析表に示すとおりです。

(1) 公共下水道事業

① 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は前年同様に低い値で推移し、経費回収率も低く留まっています。この原因については様々な要因が重なった結果によるもので、単年度における維持修繕経費が増大したことや、現在ピークの地方債償還金により極端に低い値となり、汚水処理原価、施設利用率の低下等すべての指標が類似団体平均値を下回っています。経営状況としては、料金体系の見直しを念頭に抜本的な対策が必要となっており、経営戦略を策定し経営改善に取り組むところです。企業債残高対事業規模比率については、現在行っている雨水排水設備更新事業の起債残高が一時的に増えるも、単年度決算の起債借入額よりも償還額が上回るため、一定の削減は図れています。しかしながら今後、汚水処理場の施設更新が見込まれるため、施設利用率の向上や、水洗化率の向上を念頭に経営改善を行っていかねばなりません。また、現在取り組みを進めています汚水処理費、維持費の削減に向けた汚水処理の効率化を目指し集落排水事業との統合計画を進めて参ります。

② 老朽化の状況について

懸案事項となっている汚水処理場機械設備更新事業の礎となるストックマネジメント計画を策定し施設整備に向け取り組んでいるところです。

③ 全体総括

当事業の現状は、施設建設時の多額債務償還に一般会計からの繰入を行う事で経営維持している状況ですが、汚水処理区の見直し（処理施設の効率化・共同化）の実現に向け、計画案を策定して参ります。併せて施設利用率の向上や水洗化率の向上に向けた新たな取り組みが必要となっています。

(2) 農業集落排水事業

① 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、前年同様の低い値となっており、経費回収率は減となっています。これは、西日本豪雨による突発的な修繕が発生したものです。また、施設利用率の安定や水洗化率の着実な向上があります。

農業集落排水事業は小集落の規模で経営しているため、今後、更なる人口減少を考慮すると、更なる経営努力が望まれます。健全性・効率性の観点からも、出来る限り早い段階で公共下水道事業との統合計画を進め、維持・修繕経費、汚水処理経費の削減に努めなければなりません。

② 老朽化の状況について

汚水処理施設の老朽化対策は令和元年度で完了していますが、更新未実施の管渠やマンホールの適切な維持のため、点検調査を実施しコストの平準化を図るための計画を策定し安定経営に努めます。

③ 全体総括

経営の安定・健全化を目的に、集落排水事業から公共下水道事業への施設統合へ向けた取り組みを更に進めなければなりません。

(3) 漁業集落排水事業

① 経営の健全性・効率性について

収益的収支は昨年同様に低い値を示しており、経費回収率については減となっています。これは突発的な修繕が発生したものです。

企業債残高についても、償還残年数も僅かとなってきましたが、新たに施設の更新を踏まえた経営計画を作成しなければならない状況となっています。

施設利用率や水洗化率が低いことについては、引き続き加入率向上に更なる努力が必要と考えております。

② 老朽化の状況について

近年、中継ポンプ設備や処理施設の老朽化が顕著となっており、更新時期を迎えた施設・設備は現在、部品交換や修繕にて長寿命化を図っていますが、今後汚水処理に関する機械設備の更新が必要になるため、漁業集落環境整備事業にて整備計画の策定を図り、施設更新の把握、実施に向け取り組んでいきます。

③ 全体総括

漁業集落排水事業については、地理的条件から他事業との統合が望めない状況のため、単独での安定経営を目指していかなくてはなりません。

このことから、早い段階にて施設更新を踏まえた使用料改定を検討しなくてはならない状況を迎えています。

図表 2.5 経営比較分析表（公共下水道事業）

経営比較分析表（令和元年度決算）

高知県 宿毛市

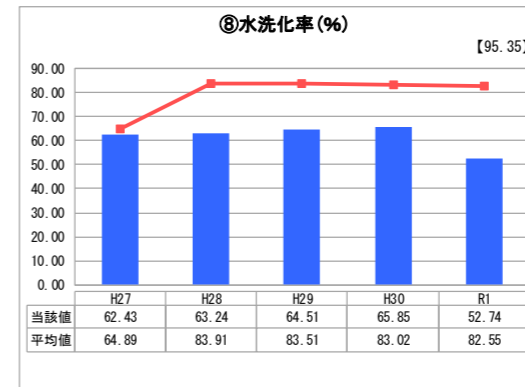
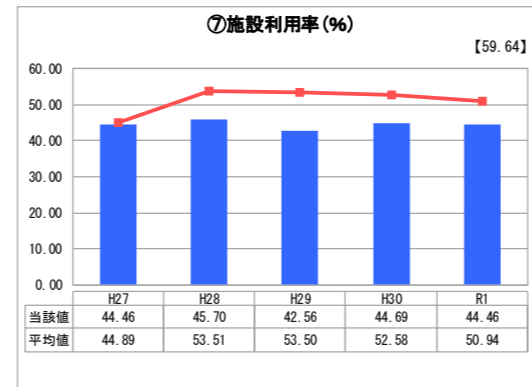
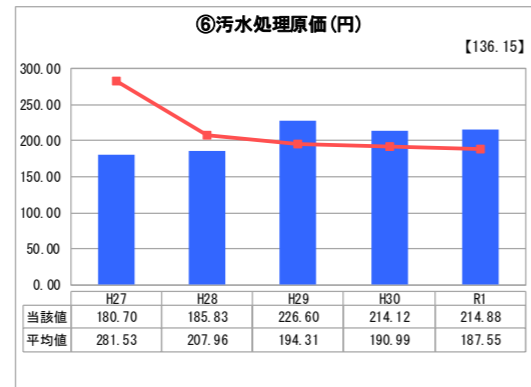
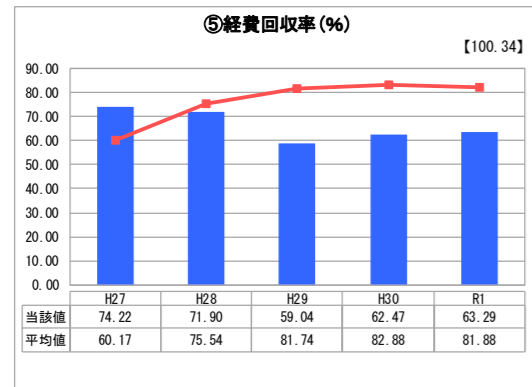
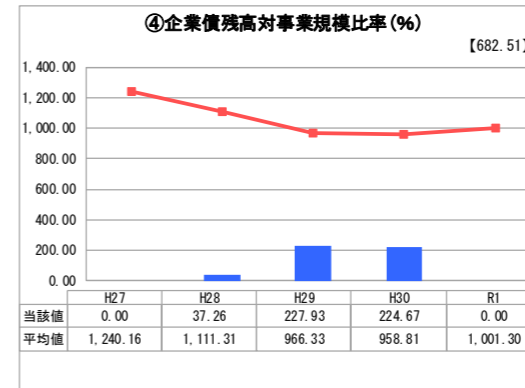
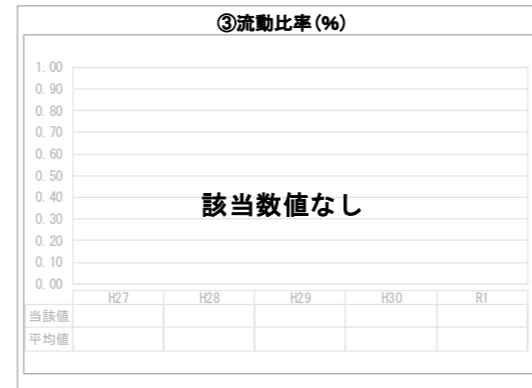
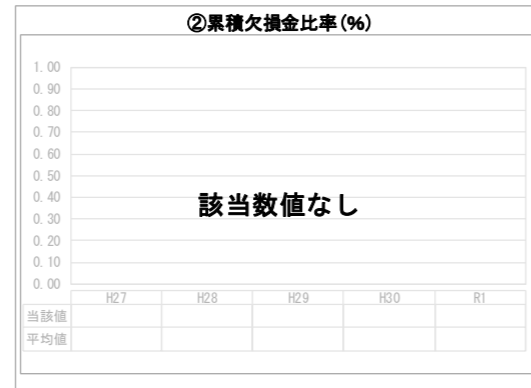
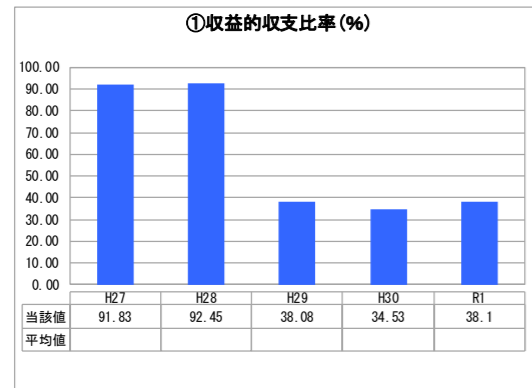
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	21.57	66.43	2,310

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
20,211	286.20	70.62
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
4,331	1.60	2,706.88

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益の収支比率は前年同様に低い値で推移し、経費回収率も低く留まった。この原因については様々な要因が重なった結果によるもので、単年度における維持修繕経費が増大してしまったことや、現在ピークとなっている地方債償還金により極端に低い値となり、汚水処理原価、施設利用率の低下等すべての指標が類似団体平均値を下回っています。経営状況としては、料金体系の見直しを念頭に抜本的な対策が必要となっており、今後、経営戦略の策定を図ろうとしているところです。

企業債残高対事業規模比率については、H26年度までの大型建設事業休止により、起債残高のピークは越えたが、現在行っています雨水排水設備更新事業により起債残高は一時的に増えるも、単年度決算の起債借入額よりも償還額が上回るため、一定の削減は図れています。しかしながら今後、汚水処理場の施設更新が見込まれるため、施設利用率の向上や、水洗化率の向上を念頭に経営改善を行っていかねばなりません。

2. 老朽化の状況について

懸案事項となっている汚水処理場機械設備更新事業の礎となるストックマネジメント事業を組んでいるところです。

全体総括

当事業の現状は、施設建設時の多額債務償還に一般会計からの繰入を行う事で経営維持している状況ですが、汚水処理区の見直し（処理施設の効率化・共同化）の実現に向け、計画案を策定して参ります。併せて施設利用率の向上や水洗化率の向上に向けた新たな取り組みが必要となってます。そのため、経営戦略の策定をし、将来の施設整備等の把握をする必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

図表 2.6 経営比較分析表（農業集落排水事業）

経営比較分析表（令和元年度決算）

高知県 宿毛市

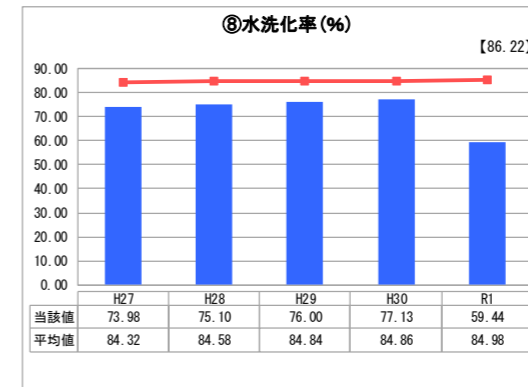
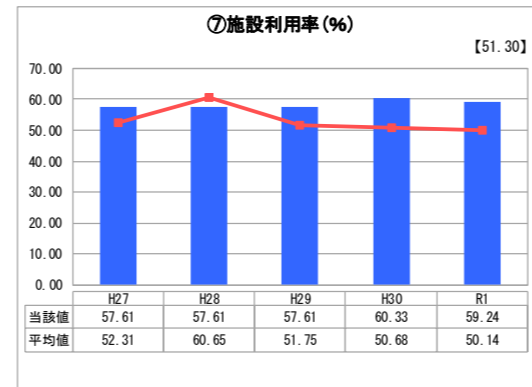
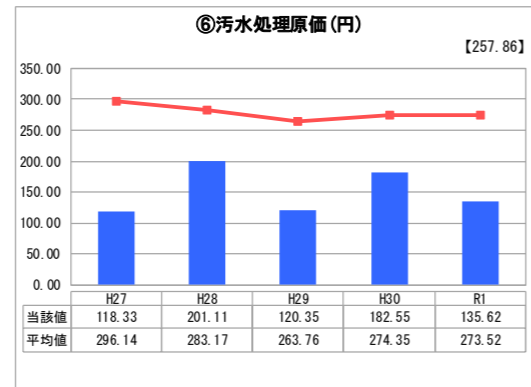
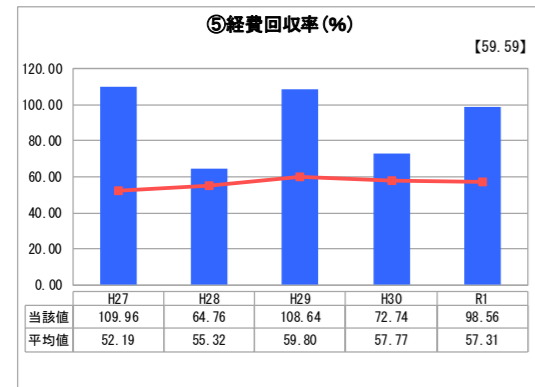
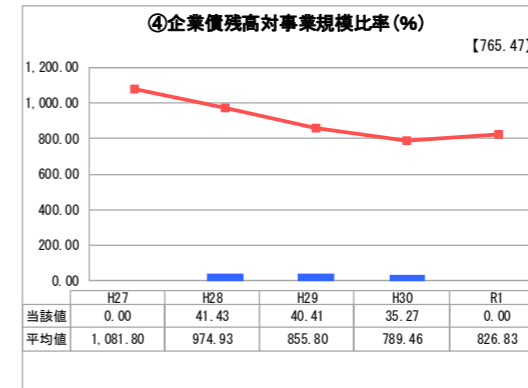
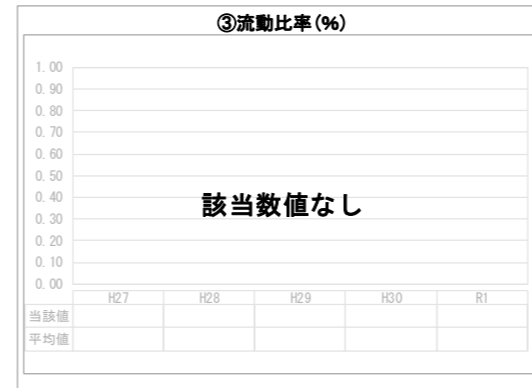
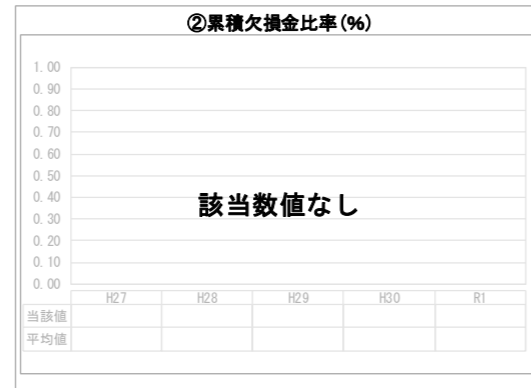
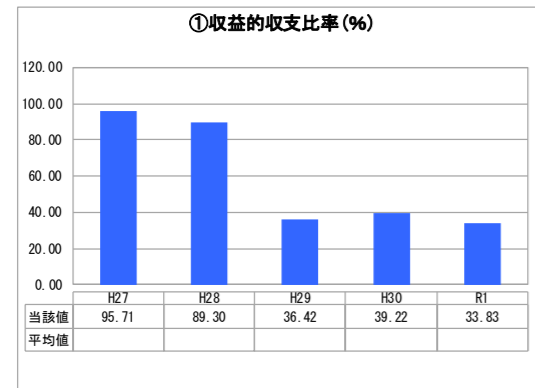
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	2.48	73.02	2,310

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,211	286.20	70.62
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
498	0.12	4,150.00

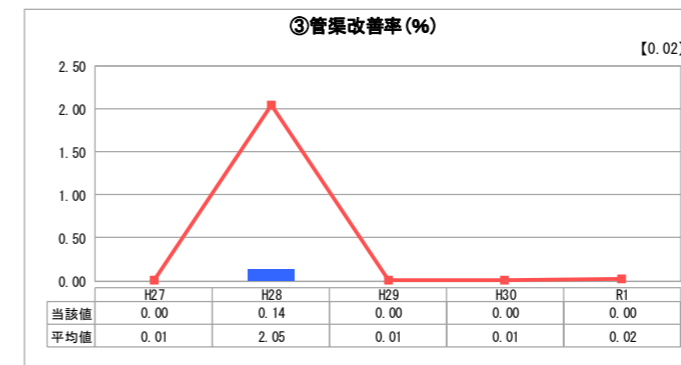
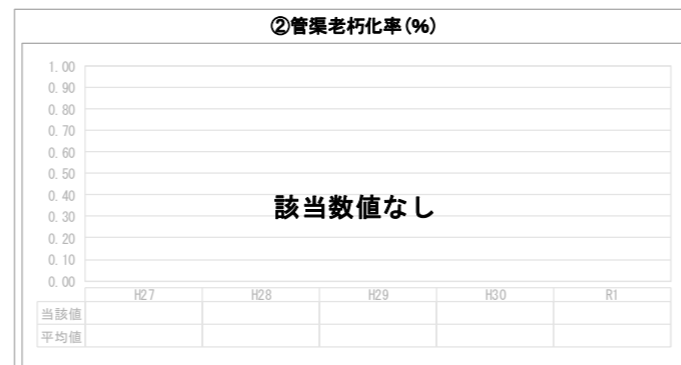
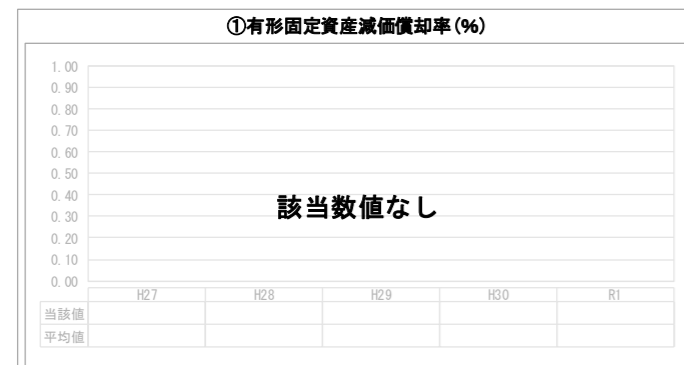
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、前年同様の低い値となっているが、経費回収率はかろうじて健全な値を保持しています。これは、施設利用率の安定や水洗化率の着実な向上があり、維持修繕経費を節減効果により最低限の状態を維持できています。

集落排水事業は小集落の規模で経営しているため、今後、更なる人口減少を考慮すると、更なる経営努力が望まれます。

2. 老朽化の状況について

汚水処理施設の老朽化対策はR1年度で完了したが、更新未実施の管渠やマンホールの適切な維持のため、翌年度以降、点検調査を実施しコストの平準化を図るための計画を策定し安定経営に努めます。

全体総括

将来、経営の安定・健全化を目的に、集落排水事業から公共下水道事業への施設統合へ向けた取り組みを検討しなければなりません。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

図表 2.7 経営比較分析表（漁業集落排水事業）

経営比較分析表（令和元年度決算）

高知県 宿毛市

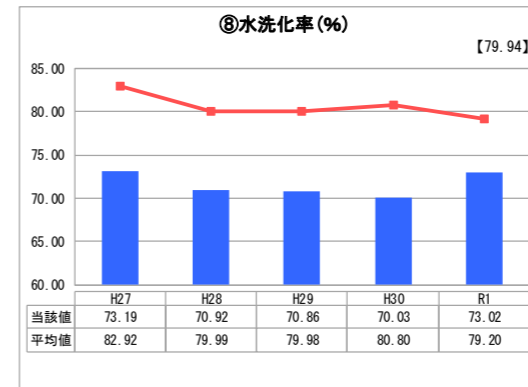
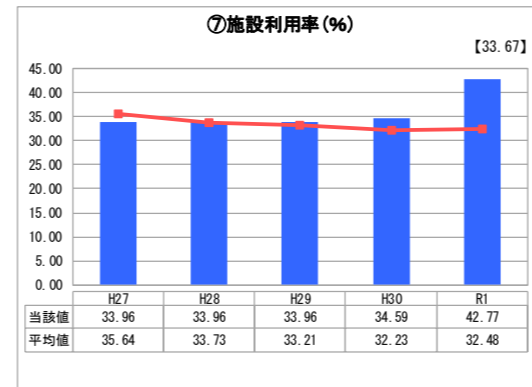
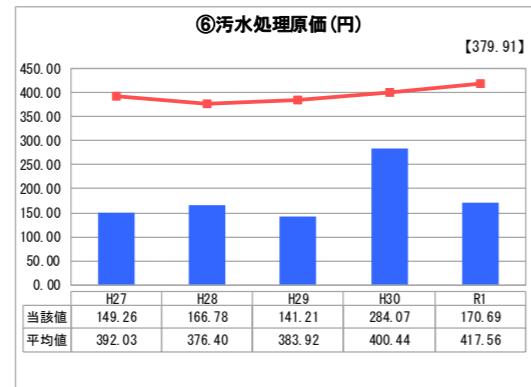
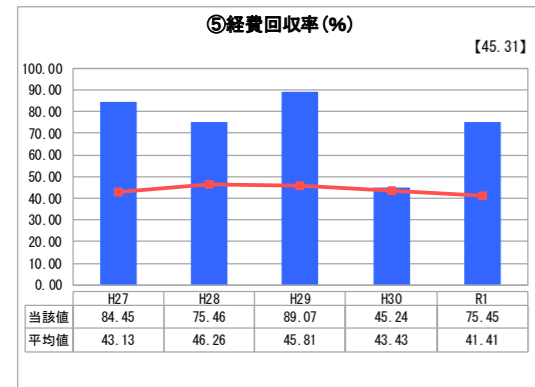
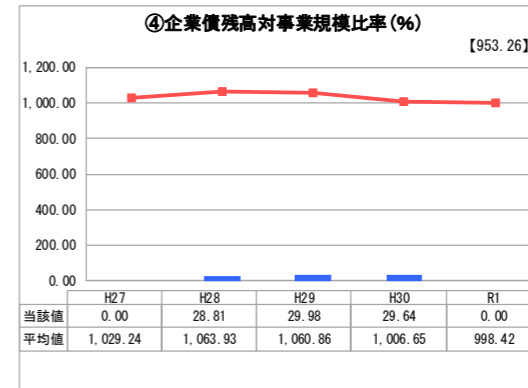
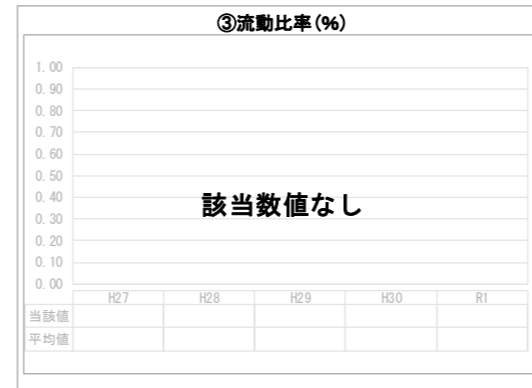
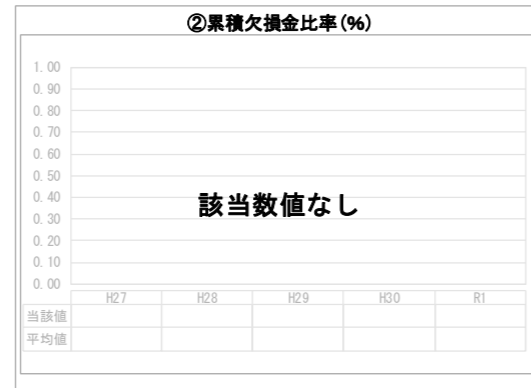
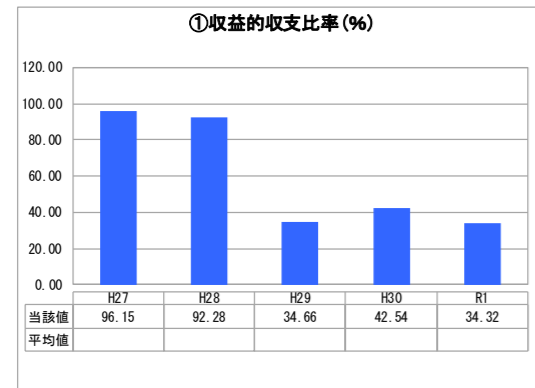
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.38	74.70	2,310

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,211	286.20	70.62
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
278	0.08	3,475.00

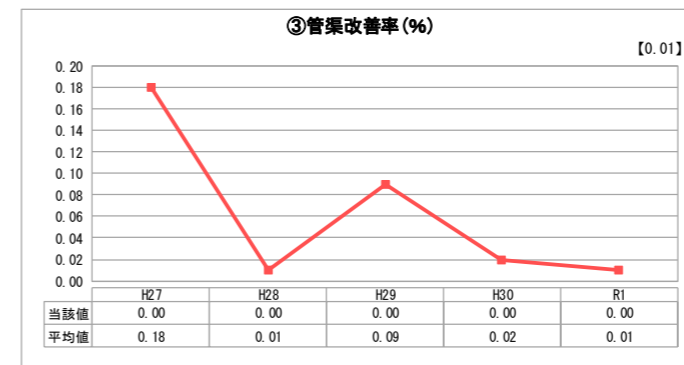
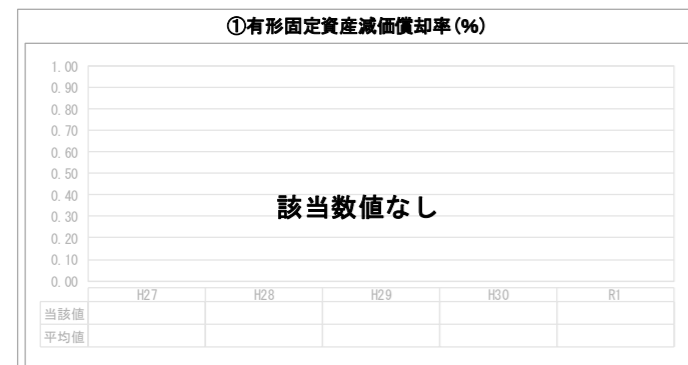
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支は昨年同様に低い値を示しており、経費回収率については減となっている。これは突発的な修繕が発生したものです。

企業債残高についても、償還残年数も僅かとなってきたが、新たに施設の更新を踏まえた経営計画を作成しなければならない状況となっています。施設利用率や水洗化率が低いことについては、引き続き加入率向上に更なる努力が必要と考えております。

2. 老朽化の状況について

近年、中継ポンプ設備や処理施設の老朽化が顕著となっており、更新時期を迎えた施設・設備は現在、部品交換や修繕にて長寿命化を図っていますが、今後汚水処理に関する機械設備の更新が必要になるため、漁業集落環境整備事業にて整備計画の策定を図り、施設更新の把握、実施に向け取り組んでいきます。

全体総括

漁業集落排水事業については、地理的条件から他事業との統合が望めない状況のため、単独での安定経営を目指していかなくてはならない。このことから、早い段階にて施設更新を踏まえた使用料改定を検討しなくてはならない状況を迎えています。R2年度以降、総合的な計画策定を行うための予算計上を予定しています。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

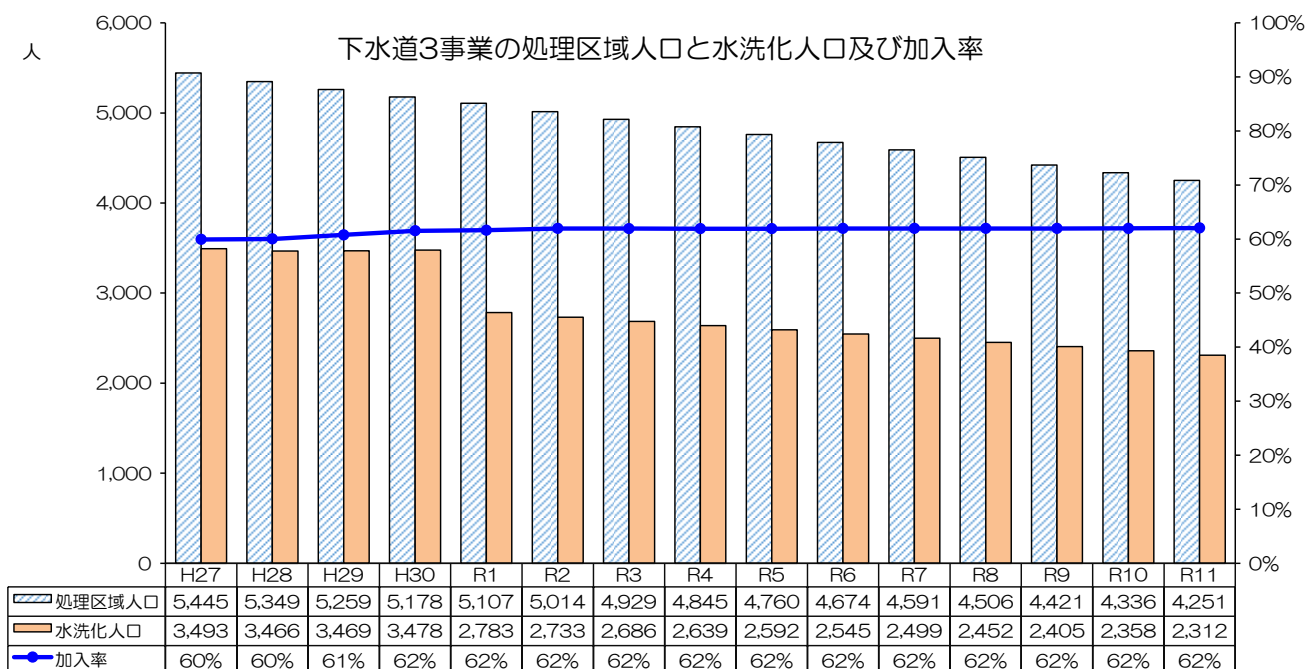
第3章 将来の事業環境

1. 処理区域人口の見通し

処理区域人口の予測については次のとおりです。

- 処理区域内の人口は、事業別（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業）に過去5年間の人口減少トレンドから線形近似式により推計し、3事業分を合算しました。
- 水洗化人口（接続人口）は、事業別の令和元年度水洗化人口に処理区域内人口の減少率を乗じて推計し、3事業分を合算しました。

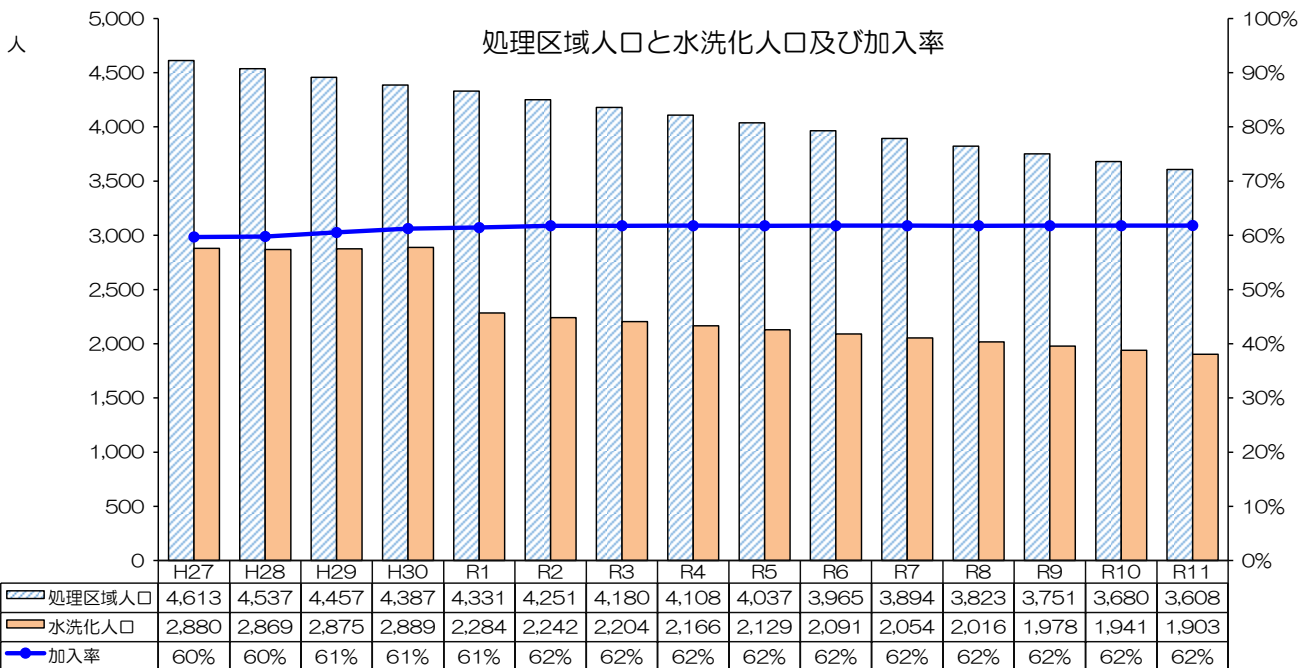
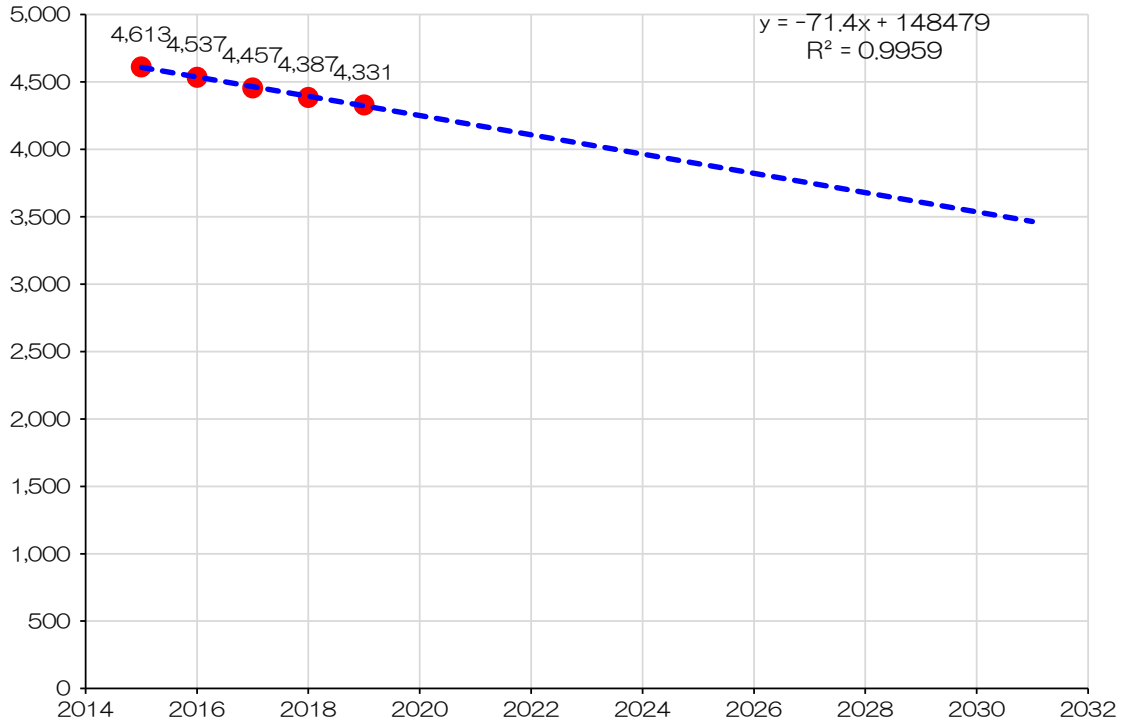
図表 3.1 処理区域の人口推計



※令和元年度における水洗化人口の減少は統計を見直したことで過年度数値と比較して減少しています。

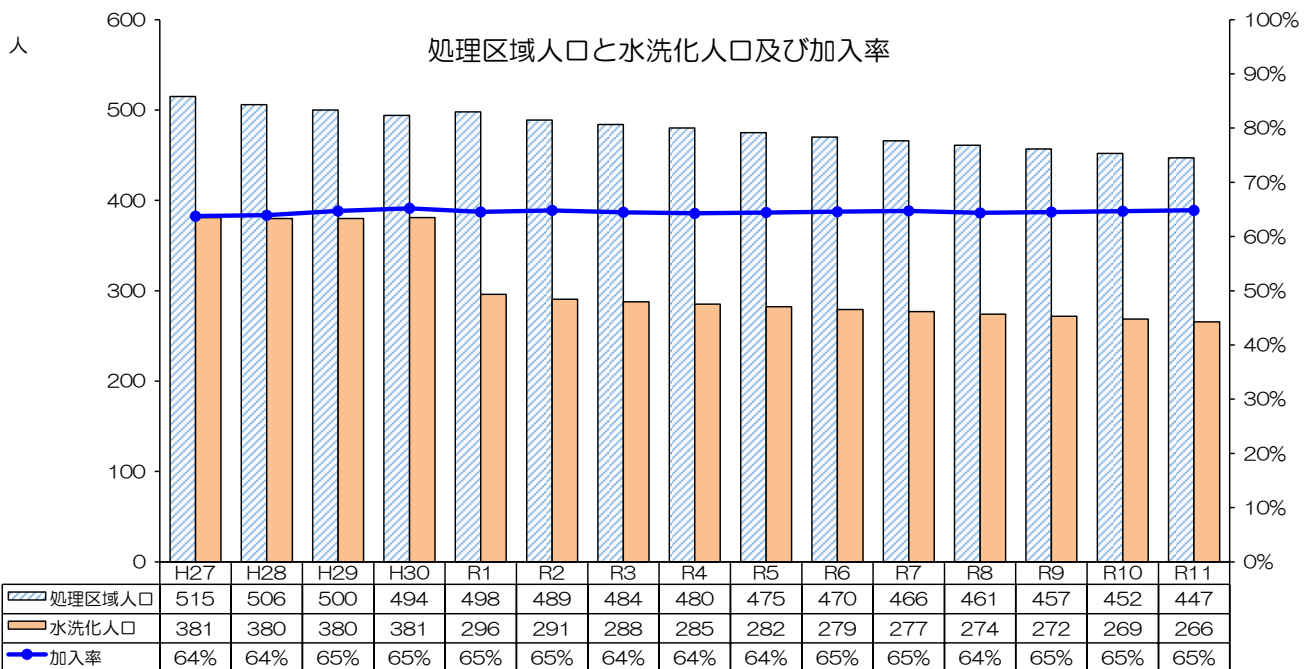
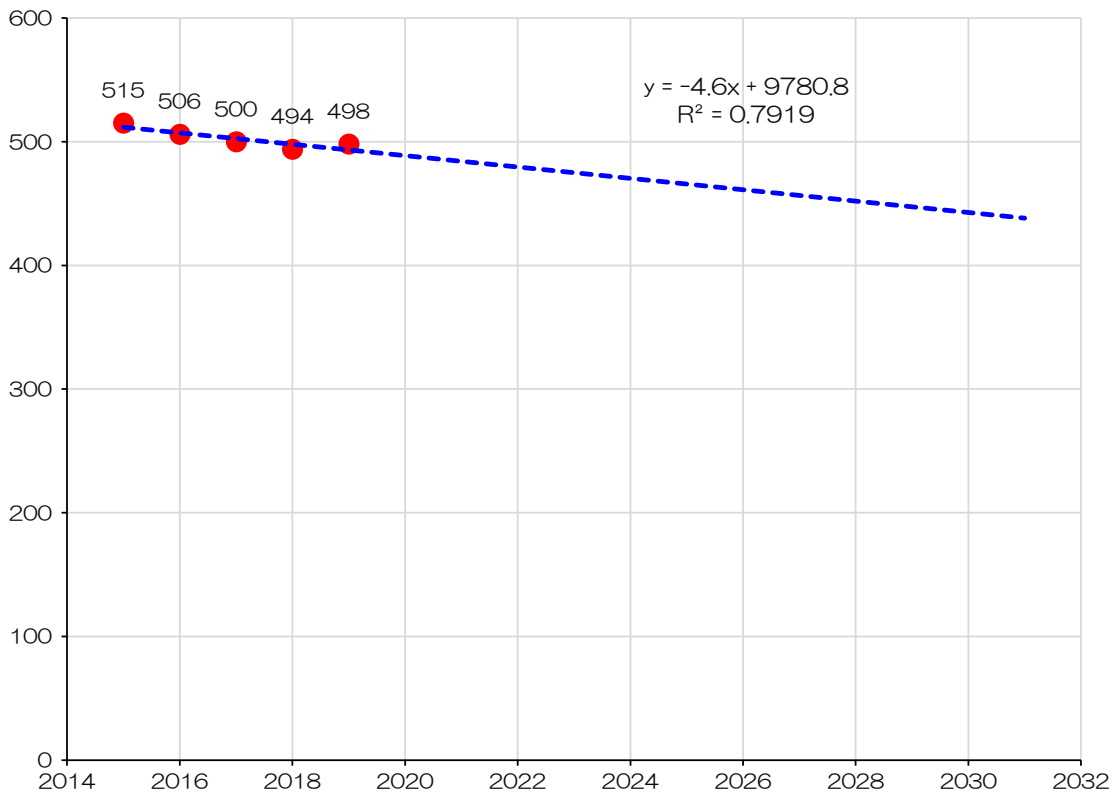
図表 3.2 公共下水道事業 処理区域人口の見通し

公共下水道事業処理区域人口の推計（人）



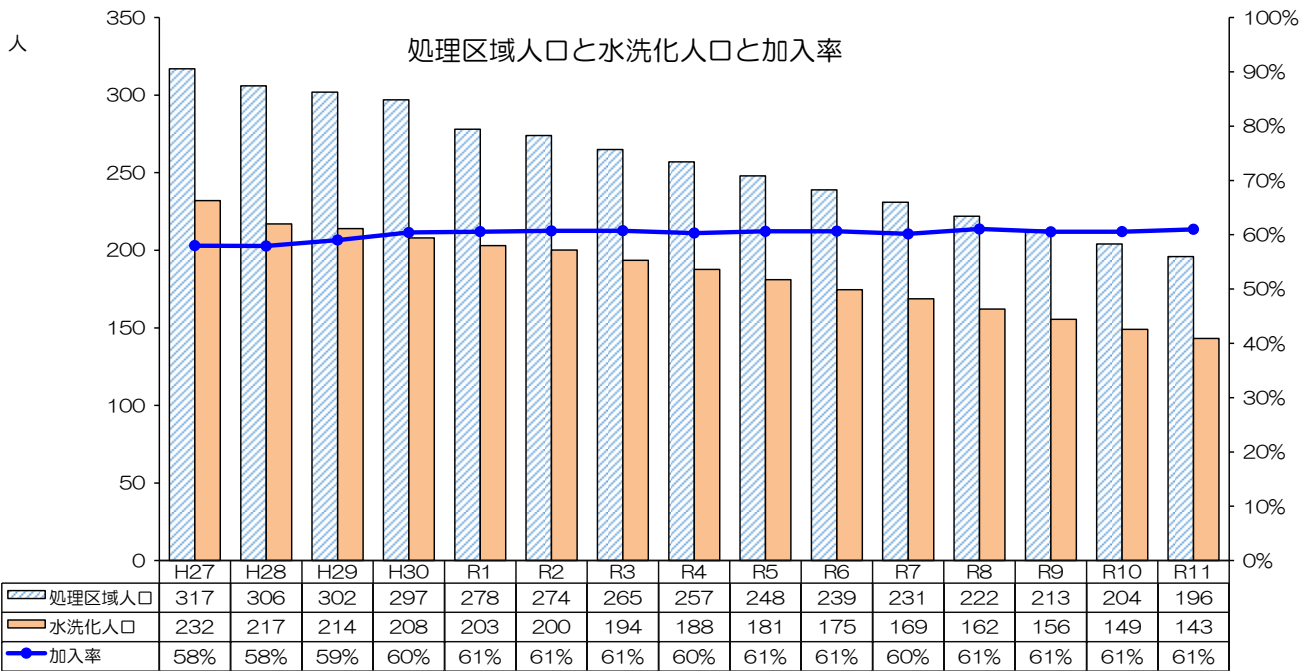
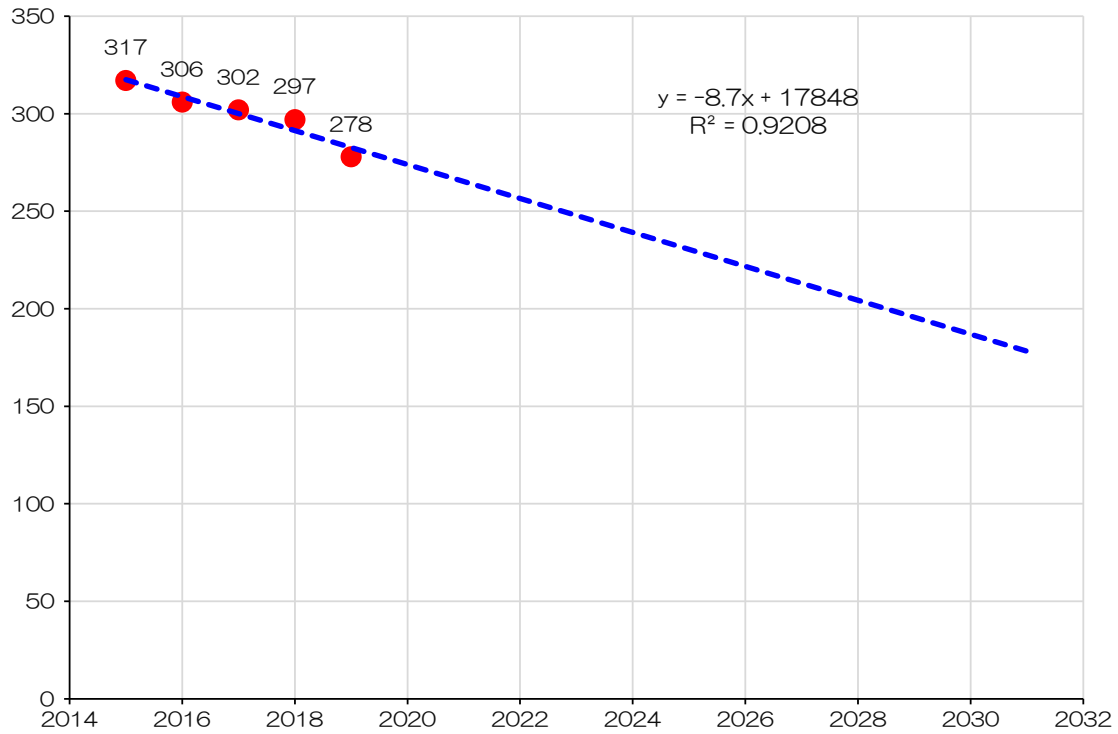
図表 3.3 農業集落排水事業 処理区域人口の見通し

農業集落排水事業処理区域人口推計（人）



図表 3.4 漁業集落排水事業 処理区域人口の見通し

漁業集落排水事業処理区域人口の推計（人）



2. 処理水量（有収水量）の予測

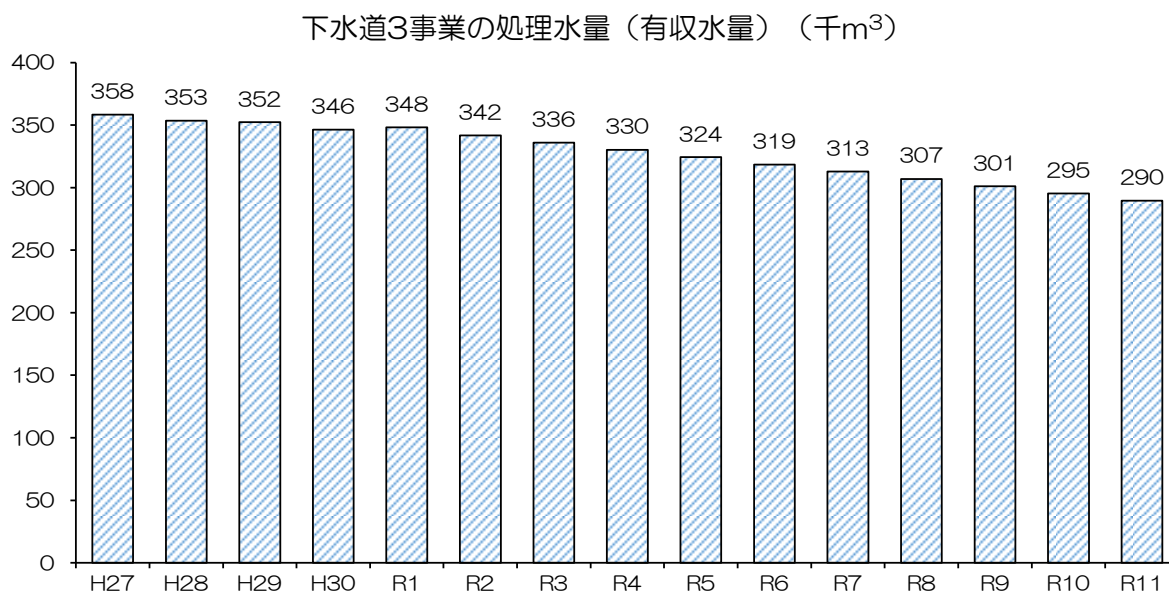
処理水量（有収水量）の予測については次のとおりです。

- 処理水量（有収水量）＝事業別水洗化人口×直近の傾向から求めた水洗化人口 1 人当たり処理水量（有収水量）とし、3 事業分を合算しました。

※下水道事業の水洗化人口 1 人当たり処理水量（有収水量）について

- 公共下水道事業（131.5m³/人、令和元年度実績）
- 農業集落排水事業（98.9m³/人、令和元年度実績）
- 漁業集落排水事業（91.6m³/人、令和元年度実績）

図表 3.2 処理水量（有収水量）の見通し



3. 使用料収入の見通し

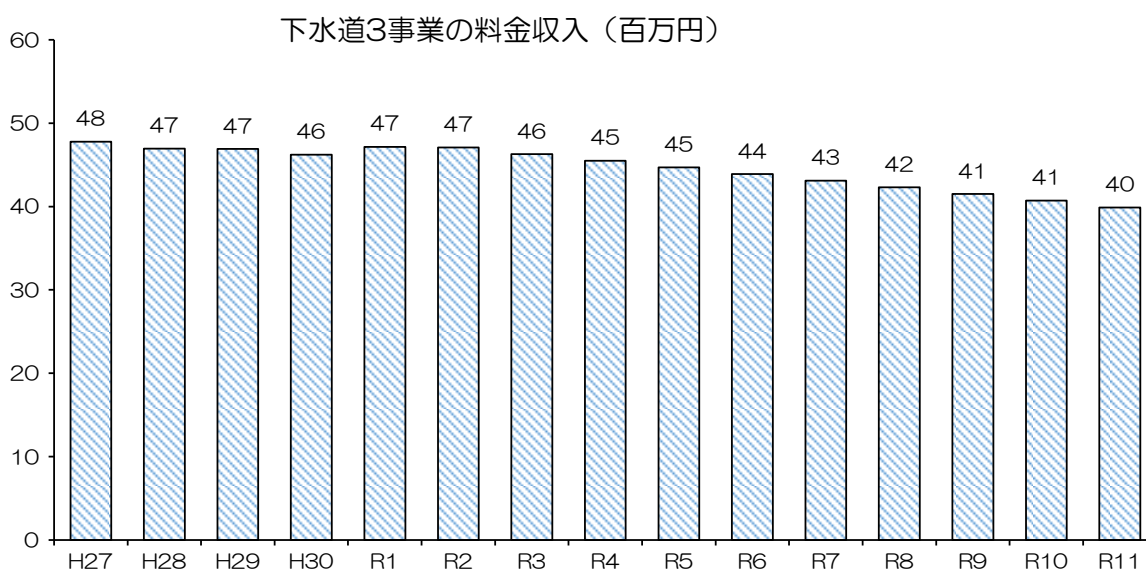
料金の見通しについては次のとおりです。

- 料金収入見通し＝事業別処理水量（有収水量）×直近の傾向から求めた処理水量（有収水量）当たり料金収入とし、3事業分を合算しました。

※下水道事業の処理水量（有収水量）当たり使用料について

- 公共下水道事業（136.0円/m³、令和元年度実績）
- 農業集落排水事業（133.7円/m³、令和元年度実績）
- 漁業集落排水事業（128.8円/m³、令和元年度実績）

図表 3.3 料金収入の見通し



4. 施設の見通し

施設の見通しについては次のとおりです。

- 施設については、ストックマネジメント計画を策定し、汚水処理場機械設備更新事業を進めるとともに、経営改善に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組んでいきます。

5. 組織の見通し

組織の見通しは次のとおりです。

- 現在の人員構成が本市の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後とも経営の効率化を検討しつつ、経営技術の維持・継承についても支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

第4章 経営の基本方針

経営の基本方針は次のとおりです。

1. 公共下水道事業

- 本市の下水道事業は、平成4年度から本格的な下水道整備に着手し、平成14年度に「宿毛クリーンセンター」（汚水処理場）が供用開始となり、生活環境の向上と公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。
- 今後の課題として、汚水処理の効率化・最適化を図るため、二ノ宮地区農業集落排水事業の公共下水道への編入検討や供用開始から19年を経過した汚水処理施設「宿毛クリーンセンター」の長寿命化計画の策定を行い、処理施設（機械機器類）の維持・更新費の軽減を図ってまいります。また、雨水処理対策として平成26年度より取り組んでいる老朽化の顕著な宿毛ポンプ場（昭和56年完成）施設の長寿命化対策工事を引き続き行い、強降雨時、常に懸念される市街地の冠水被害を最小限にとどめるため、適切な施設の更新を行います。
- 雨水対策としては、老朽化の進む宿毛ポンプ場の長寿命化を行い、大雨による浸水被害から市民の生命や財産を守ります。
- 汚水対策については、引き続き公共下水道、集落排水事業施設の長寿命化に関する適正な施設更新を行うため、長寿命化計画の策定を行います。
- 今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、公共下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくと共に、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行ってまいります。
- また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

2. 農業集落排水事業

- 本市の農業集落排水事業は、平成 6 年度から事業に着手し、平成 10 年度から供用開始となっています。農業集落排水施設の供用開始により、生活環境の向上と農業用水路や河川等公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。
- 今後の課題として、汚水処理の効率化・最適化を図るため、二ノ宮地区農業集落排水事業の公共下水道への編入検討や、適切な施設の更新を行うとともに農業集落排水事業の経営の健全化を図るため、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行って参ります。
- 今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、農業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。
- また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

3. 漁業集落排水事業

- 本市の漁業集落排水事業は、平成 7 年度から事業に着手し、平成 11 年度から供用開始となっています。漁業集落排水施設の供用開始により、漁業集落の生活環境の向上と公共水域の水質改善・維持に大きく貢献をしています。
- 今後の課題として、供用開始後 22 年が経過した排水施設については、引き続き集落排水事業施設の長寿命化に関する適正な施設更新を行うため、長寿命化計画を本年度に策定します。
- また、漁業集落排水事業の経営の健全化を図るため、更なる加入促進と料金収納管理業務を積極的に行って参ります。
- 今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、漁業集落排水事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。このため、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。
- また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画について

(1) 収支計画のうち投資についての説明

- ・計画期間内の整備内容（投資）については、次の事業を予定しています。

図表 5.1 計画期間内に予定している投資計画

年度	事業内容	概算事業費 (百万円)
令和2年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	177
令和3年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	118
令和4年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	128
令和5年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	127
令和6年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	110
令和7年度	ストックマネジメント事業、維持修繕事業等	10
令和8年度	維持修繕事業等	5
令和9年度	維持修繕事業等	5
令和10年度	維持修繕事業等	5
令和11年度	維持修繕事業等	5
合計		690

- ・経営のモニタリング指標（経営目標）として、水洗化率の改善を図るため、加入率を設定します。
- ・3事業合算における加入率（加入戸数÷受益戸数）：65%以上を目指します。
(3事業合算における令和元年度加入率62%)
- ・加入率は、処理区域内の受益戸数に対する加入戸数の割合を示した指標であり、水洗化率の向上を図るため、下水道加入に関する普及啓発を図ります。

※水洗化率は、処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、本市においては類似団体平均値を下回っています。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

- ・3事業合算における収益的収支比率：34%以上を目指します。
(3事業合算における令和元年度収益的収支比率38%)
- ・収益的収支比率は料金収入等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
- ・今後、ストックマネジメント事業等による投資を予定していることから、国庫補助金及び地方債等により、必要な財源を確保します。
- ・一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入を行い、収支の均衡を図るため基準外の繰入を極力抑制する方針です。今後も維持管理費用の縮減に努め、基準外繰入金を安易に増加させることがないよう努めます。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費（委託料、修繕費、動力費、人件費など）の積算の考え方等については次のとおりです。

- ・職員給与費：下水道事業特別会計で負担する専従職員を配置していないため考慮しないものとししました。
- ・動力費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・光熱水費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・通信運搬費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・修繕費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・材料費に関する事項：考慮しないものとししました。
- ・薬品費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・路面復旧費に関する事項：考慮しないものとししました。
- ・委託費に関する事項：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・その他：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・支払利息：既発債部分は、償還表に基づき各年度の支払利息を計上します。
- ・新発債部分（令和2年度以降）は、公共下水道事業債の起債条件に応じて各年度の支払利息を計上しました。

※下水道事業債（元利均等、40年償還うち据置期間5年、利率0.5%）

以上を踏まえた投資・財政計画は、次のとおりです。

図表 5.2 投資・財政計画 下水道事業特別会計（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の合算）

（単位：千円，％）

区 分		年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	152,450	172,496	159,988	154,266	148,376	142,530	136,809	131,469	126,257	121,539	117,268	113,257	
	(1)	営 業 収 益 (B)	47,086	47,755	47,695	46,895	46,102	45,303	44,493	43,710	42,911	42,109	41,310	40,509	
		ア 料 金 収 入	46,207	47,142	47,082	46,282	45,489	44,690	43,880	43,097	42,298	41,496	40,697	39,896	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		ウ そ の 他	879	613	613	613	613	613	613	613	613	613	613	613	
	(2)	営 業 外 収 益	105,364	124,741	112,293	107,371	102,274	97,228	92,316	87,759	83,346	79,430	75,959	72,748	
		ア 他 会 計 繰 入 金	99,850	123,449	111,001	106,079	100,982	95,936	91,024	86,467	82,054	78,138	74,667	71,456	
		イ そ の 他	5,514	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	156,825	174,006	154,816	149,223	143,364	137,512	131,759	126,419	121,257	116,539	112,268	108,257
		(1)	営 業 費 用	83,209	105,871	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489
			ア 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			ウ ち 退 職 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			イ そ の 他	83,209	105,871	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489	92,489
		(2)	営 業 外 費 用	73,616	68,135	62,327	56,734	50,876	45,024	39,271	33,930	28,768	24,050	19,779	15,768
			ア 支 払 利 息	73,616	68,135	62,327	56,734	50,876	45,024	39,271	33,930	28,768	24,050	19,779	15,768
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		イ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-4,375	-1,510	5,172	5,043	5,012	5,018	5,050	5,050	5,000	5,000	5,000	5,000	
資 本 的 収 入		1	資 本 的 収 入 (F)	373,069	467,936	464,601	411,942	427,511	428,247	402,135	290,689	273,778	251,618	236,183	227,547
		(1)	地 方 債	57,300	104,600	90,400	67,100	67,000	66,400	51,900	1,900	-	-	-	-
			ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(2)	他 会 計 補 助 金	277,350	282,855	292,753	298,742	304,411	305,747	297,185	285,739	273,778	251,618	236,183	227,547
		(3)	他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	38,398	80,481	81,448	46,100	56,100	56,100	53,050	3,050	-	-	-	-	
	(6)	工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7)	そ の 他	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	368,313	466,328	469,773	416,985	432,523	433,265	407,185	295,739	278,778	256,618	241,183	232,547
		(1)	建 設 改 良 費	90,942	183,563	177,020	118,243	128,112	127,518	110,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000
			ウ ち 職 員 給 与 費	13,887	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	277,350	282,765	292,753	298,742	304,411	305,747	297,185	285,739	273,778	251,618	236,183	227,547
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5)	そ の 他	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	4,756	1,608	-5,172	-5,043	-5,012	-5,018	-5,050	-5,050	-5,000	-5,000	-5,000	-5,000		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		381	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

図表 5.2 投資・財政計画 下水道事業特別会計（公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の合算）つづき

(単位：千円，%)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
積立金	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	(L)	-	402	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	381	500	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	402	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	黒字 (P)	-	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(N)-(O)	赤字 (Q)	-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	-0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	35	38	36	34	33	32	32	32	32	33	34	34
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	47,086	47,755	47,695	46,895	46,102	45,303	44,493	43,710	42,911	42,109	41,310	40,509
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債残高	(X)	3,713,329	3,535,164	3,332,811	3,101,169	2,863,758	2,624,411	2,379,126	2,095,287	1,821,509	1,569,891	1,333,708	1,106,161

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支分		99,850	123,449	111,001	106,079	100,982	95,936	91,024	86,467	82,054	78,138	74,667	71,456
うち基準内繰入金		73,616	68,060	62,351	59,513	56,576	53,664	50,836	48,188	45,670	43,474	41,605	39,899
うち基準外繰入金		26,234	55,389	48,651	46,566	44,406	42,272	40,188	38,279	36,384	34,664	33,062	31,557
資本的収支分		277,350	282,855	292,753	298,742	304,411	305,747	297,185	285,739	273,778	251,618	236,183	227,547
うち基準内繰入金		271,955	282,417	292,753	298,742	304,411	305,747	297,185	285,739	273,778	251,618	236,183	227,547
うち基準外繰入金		5,395	438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		377,200	406,304	403,754	404,821	405,393	401,683	388,209	372,205	355,832	329,755	310,850	299,003

図表 5.3 投資・財政計画（公共下水道事業）

(単位：千円，%)

区 分		年 度		前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
		1	2													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)			135,708	159,550	143,796	138,739	133,498	128,316	123,207	118,532	113,916	109,603	105,514	101,586	
	(1) 営 業 収 益 (B)			40,246	40,937	40,925	40,243	39,552	38,870	38,179	37,497	36,815	36,124	35,442	34,750	
	ア 料 金 収 入			39,871	40,833	40,821	40,139	39,448	38,766	38,075	37,393	36,711	36,020	35,338	34,646	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ そ の 他			375	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	
	(2) 営 業 外 収 益			95,462	118,613	102,872	98,496	93,946	89,446	85,028	81,035	77,101	73,479	70,072	66,836	
	ア 他 会 計 繰 入 金			93,983	117,321	101,580	97,204	92,654	88,154	83,736	79,743	75,809	72,187	68,780	65,544	
	イ そ の 他			1,479	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	1,292	
	2 総 費 用 (D)			140,083	161,060	141,656	136,696	131,486	126,298	121,207	116,532	111,916	107,603	103,514	99,586	
	(1) 営 業 費 用			72,334	98,177	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956
	ア 職 員 給 与 費			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ ち 退 職 手 当			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ そ の 他			72,334	98,177	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	83,956	
	(2) 営 業 外 費 用			67,749	62,883	57,700	52,740	47,530	42,342	37,251	32,576	27,959	23,646	19,557	15,630	
	ア 支 払 利 息			67,749	62,883	57,700	52,740	47,530	42,342	37,251	32,576	27,959	23,646	19,557	15,630	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イ そ の 他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)			-4,375	-1,510	2,140	2,043	2,012	2,018	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			345,041	438,678	430,444	374,776	389,676	390,038	369,516	260,157	251,561	239,235	228,964	226,649	
	(1) 地 方 債			55,500	102,600	87,300	63,200	63,100	62,500	50,000	-	-	-	-	-	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 他 会 計 補 助 金			252,943	257,676	266,594	271,576	276,576	277,538	269,516	260,157	251,561	239,235	228,964	226,649	
	(3) 他 会 計 借 入 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			36,598	78,402	76,550	40,000	50,000	50,000	50,000	-	-	-	-	-	
	(6) 工 事 負 担 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) そ の 他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 資 本 的 支 出 (G)			340,264	437,070	432,584	376,819	391,688	392,056	371,516	262,157	253,561	241,235	230,964	228,649	
	(1) 建 設 改 良 費			87,321	179,394	165,990	105,243	115,112	114,518	102,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	ウ ち 職 員 給 与 費			13,887	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	22,176	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)			252,943	257,676	266,594	271,576	276,576	277,538	269,516	260,157	251,561	239,235	228,964	226,649	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) そ の 他			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)			4,777	1,608	-2,140	-2,043	-2,012	-2,018	-2,000	-2,000	-2,000	-2,000	-2,000	-2,000	-2,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			402	98	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

図表 5.3 投資・財政計画（公共下水道事業）つづき

(単位：千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
積立金	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	(L)	-	402	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	402	500	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	402	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	黒字 (P)	-	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(N)-(O)	赤字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$	35	38	35	34	33	32	32	31	31	32	32	31
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	40,246	40,937	40,925	40,243	39,552	38,870	38,179	37,497	36,815	36,124	35,442	34,750
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債残高	(X)	3,477,745	3,322,669	3,143,375	2,934,999	2,721,523	2,506,485	2,286,969	2,026,812	1,775,252	1,536,017	1,307,052	1,080,403

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支分		93,983	117,321	101,580	97,204	92,654	88,154	83,736	79,743	75,809	72,187	68,780	65,544
うち基準内繰入金		67,749	62,883	54,446	52,100	49,662	47,250	44,882	42,742	40,633	38,692	36,865	35,131
うち基準外繰入金		26,234	54,438	47,134	45,103	42,992	40,904	38,854	37,002	35,176	33,495	31,914	30,413
資本的収支分		252,943	257,676	266,594	271,576	276,576	277,538	269,516	260,157	251,561	239,235	228,964	226,649
うち基準内繰入金		248,963	257,676	266,594	271,576	276,576	277,538	269,516	260,157	251,561	239,235	228,964	226,649
うち基準外繰入金		3,980	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		346,926	374,997	368,174	368,780	369,230	365,692	353,252	339,900	327,369	311,422	297,744	292,192

図表 5.4 投資・財政計画（農業集落排水事業）

（単位：千円，％）

区 分		年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		9,018	7,378	8,800	8,386	7,957	7,517	7,086	6,667	6,374	6,173	6,140	6,137	
	(1) 営 業 収 益 (B)		4,225	4,323	4,288	4,248	4,216	4,176	4,137	4,105	4,065	4,034	3,994	3,954	
	ア 料 金 収 入		3,923	3,915	3,880	3,840	3,808	3,768	3,729	3,697	3,657	3,626	3,586	3,546	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ そ の 他		302	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	
	(2) 営 業 外 収 益		4,793	3,055	4,513	4,139	3,741	3,341	2,950	2,562	2,309	2,140	2,146	2,183	
	ア 他 会 計 繰 入 金		3,502	3,055	4,513	4,139	3,741	3,341	2,950	2,562	2,309	2,140	2,146	2,183	
	イ そ の 他		1,291	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 総 費 用 (D)		9,018	7,378	7,300	6,886	6,457	6,017	5,586	5,167	4,874	4,673	4,640	4,637	
	(1) 営 業 費 用		5,516	4,268	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	
	ア 職 員 給 与 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ ち 退 職 手 当		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ そ の 他		5,516	4,268	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	4,587	
	(2) 営 業 外 費 用		3,502	3,110	2,713	2,299	1,870	1,430	999	580	287	86	53	50	
	ア 支 払 利 息		3,502	3,110	2,713	2,299	1,870	1,430	999	580	287	86	53	50	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イ そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		-	-	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		17,596	18,603	15,276	16,049	16,479	16,609	15,818	13,394	10,790	3,130	679	456	
	(1) 地 方 債		1,800	2,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 他 会 計 補 助 金		13,975	14,524	15,276	16,049	16,479	16,609	15,818	13,394	10,790	3,130	679	456	
	(3) 他 会 計 借 入 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,800	2,079	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(6) 工 事 負 担 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) そ の 他		21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 資 本 的 支 出 (G)		17,617	18,603	16,776	17,549	17,979	18,109	17,318	14,894	12,290	4,630	2,179	1,956	
	(1) 建 設 改 良 費		3,621	4,169	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	ウ ち 職 員 給 与 費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		13,975	14,434	15,276	16,049	16,479	16,609	15,818	13,394	10,790	3,130	679	456	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) そ の 他		21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-21	-	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

図表 5.4 投資・財政計画（農業集落排水事業）つづき

(単位：千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
積立金	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	黒字 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(N)-(O) 赤字 (Q)	-21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	-0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	39	34	39	37	35	33	33	36	41	79	115	120
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	4,225	4,323	4,288	4,248	4,216	4,176	4,137	4,105	4,065	4,034	3,994	3,954
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債残高	(X)	129,657	117,223	101,947	85,898	69,419	52,810	36,992	23,598	12,808	9,678	8,999	8,543

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支分		3,502	3,055	4,513	4,139	3,741	3,341	2,950	2,562	2,309	2,140	2,146	2,183
うち基準内繰入金		3,502	3,035	4,483	4,111	3,717	3,319	2,930	2,546	2,294	2,126	2,132	2,169
うち基準外繰入金		-	20	30	27	24	22	19	17	15	14	14	14
資本的収支分		13,975	14,524	15,276	16,049	16,479	16,609	15,818	13,394	10,790	3,130	679	456
うち基準内繰入金		12,917	14,086	15,276	16,049	16,479	16,609	15,818	13,394	10,790	3,130	679	456
うち基準外繰入金		1,058	438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		17,477	17,579	19,789	20,188	20,220	19,950	18,768	15,956	13,099	5,270	2,825	2,639

図表 5.5 投資・財政計画（漁業集落排水事業）

(単位：千円，%)

区 分		年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	7,724	5,568	7,391	7,141	6,921	6,697	6,516	6,270	5,967	5,763	5,614	5,533	
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,615	2,495	2,482	2,404	2,334	2,256	2,178	2,109	2,030	1,952	1,874	1,804	
		ア 料 金 収 入	2,413	2,394	2,381	2,303	2,233	2,155	2,077	2,008	1,929	1,851	1,773	1,703	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ウ そ の 他	202	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
		(2) 営 業 外 収 益	5,109	3,073	4,909	4,737	4,587	4,440	4,338	4,161	3,936	3,811	3,740	3,740	3,729
		ア 他 会 計 繰 入 金	2,365	3,073	4,909	4,737	4,587	4,440	4,338	4,161	3,936	3,811	3,740	3,740	3,729
	イ そ の 他	2,744	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	7,724	5,568	5,859	5,641	5,421	5,197	4,966	4,720	4,467	4,263	4,114	4,033	
		(1) 営 業 費 用	5,359	3,426	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	
		ア 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		ウ ち 退 職 手 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		イ そ の 他	5,359	3,426	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	3,945	
		(2) 営 業 外 費 用	2,365	2,142	1,914	1,696	1,476	1,252	1,021	775	522	318	169	88	
ア 支 払 利 息		2,365	2,142	1,914	1,696	1,476	1,252	1,021	775	522	318	169	88		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
イ そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-	-	1,532	1,500	1,500	1,500	1,550	1,550	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	10,432	10,655	18,881	21,117	21,356	21,600	16,801	17,138	11,427	9,253	6,540	443	
		(1) 地 方 債	-	-	3,100	3,900	3,900	3,900	1,900	1,900	-	-	-	-	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(2) 他 会 計 補 助 金	10,432	10,655	10,883	11,117	11,356	11,600	11,851	12,188	11,427	9,253	6,540	443	
		(3) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	4,898	6,100	6,100	6,100	3,050	3,050	-	-	-	-	
		(6) 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	10,432	10,655	20,413	22,617	22,856	23,100	18,351	18,688	12,927	10,753	8,040	1,943	
		(1) 建 設 改 良 費	-	-	9,530	11,500	11,500	11,500	6,500	6,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
		ウ ち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	10,432	10,655	10,883	11,117	11,356	11,600	11,851	12,188	11,427	9,253	6,540	443	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
(5) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-	-	-1,532	-1,500	-1,500	-1,500	-1,550	-1,550	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500	-1,500		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

図表 5.5 投資・財政計画（漁業集落排水事業）つづき

(単位：千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
積立金	(K)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	(L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
前年度繰上充用金	(M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支	黒字 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(N)-(O) 赤字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	43	34	44	43	41	40	39	37	38	43	53	124
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C) (S)	2,615	2,495	2,482	2,404	2,334	2,256	2,178	2,109	2,030	1,952	1,874	1,804
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計借入金残高	(W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方債残高	(X)	105,927	95,272	87,489	80,272	72,816	65,116	55,165	44,877	33,450	24,197	17,657	17,214

○他会計繰入金

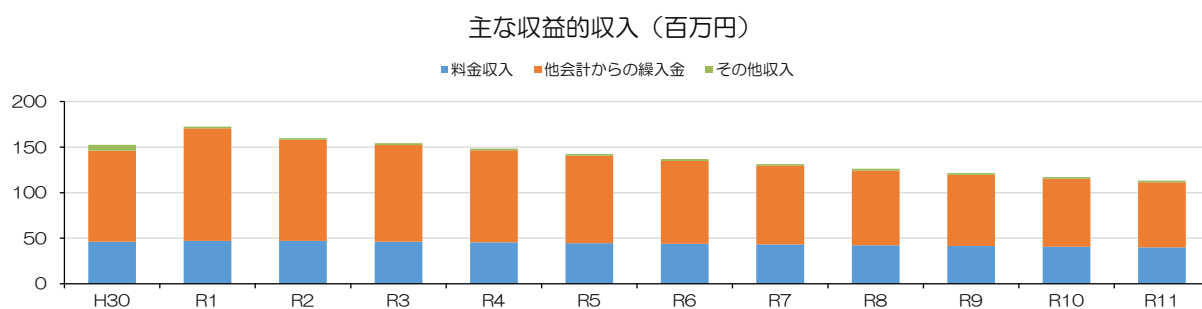
(単位：千円)

区 分	年 度	前々年度 (H30年度) (決算)	前年度 (R1年度) (決算)	本年度 (R2年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
収益的収支分		2,365	3,073	4,909	4,737	4,587	4,440	4,338	4,161	3,936	3,811	3,740	3,729
	うち基準内繰入金	2,365	2,142	3,422	3,302	3,197	3,095	3,024	2,900	2,744	2,656	2,607	2,599
	うち基準外繰入金	-	931	1,487	1,435	1,390	1,345	1,314	1,261	1,193	1,154	1,133	1,130
資本的収支分		10,432	10,655	10,883	11,117	11,356	11,600	11,851	12,188	11,427	9,253	6,540	443
	うち基準内繰入金	10,075	10,655	10,883	11,117	11,356	11,600	11,851	12,188	11,427	9,253	6,540	443
	うち基準外繰入金	357	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		12,797	13,728	15,792	15,854	15,943	16,040	16,189	16,349	15,363	13,064	10,280	4,172

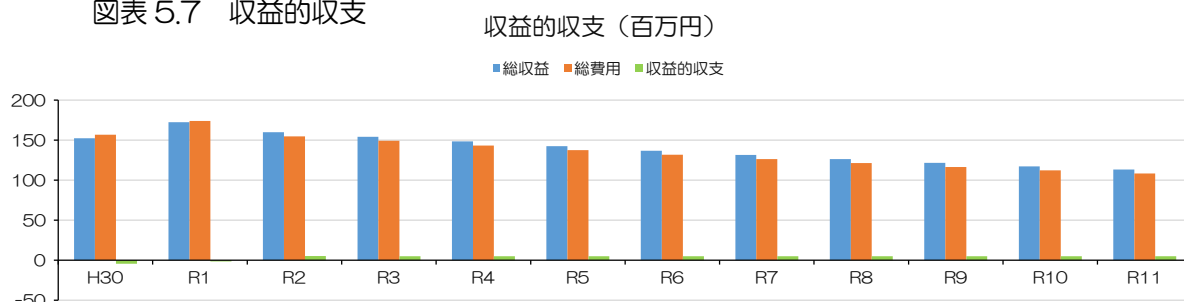
2. 経営指標について

以上の検討結果を踏まえて、重要な経営指標の状況を掲載します。

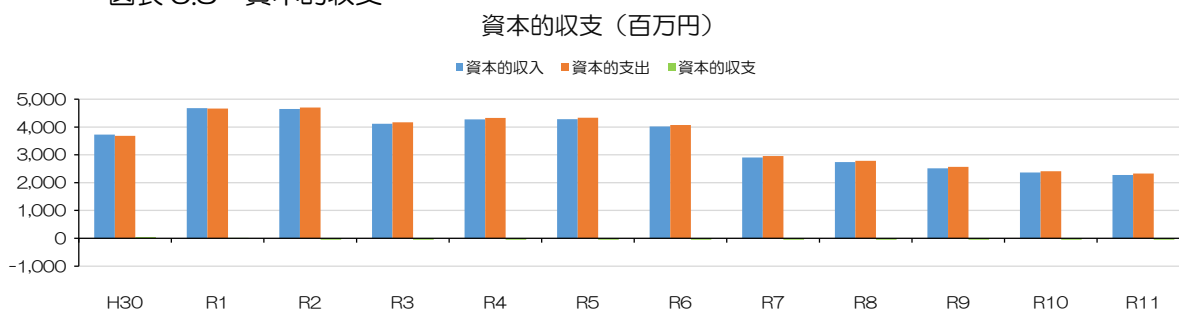
図表 5.6 主な収益的収入



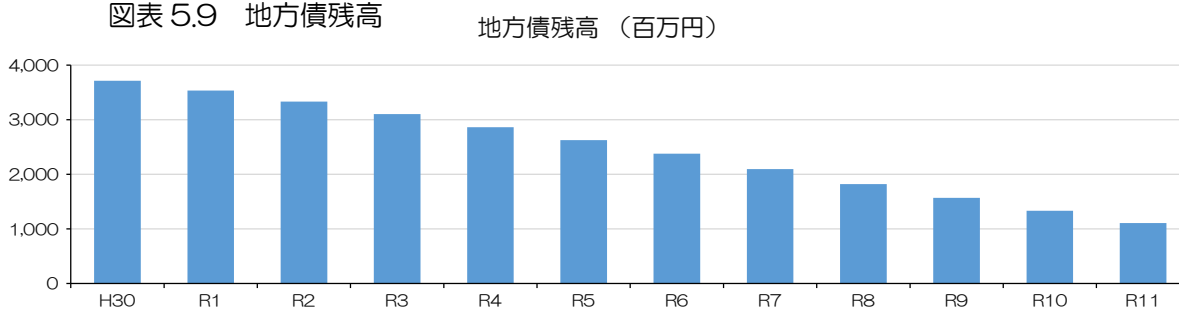
図表 5.7 収益的収支



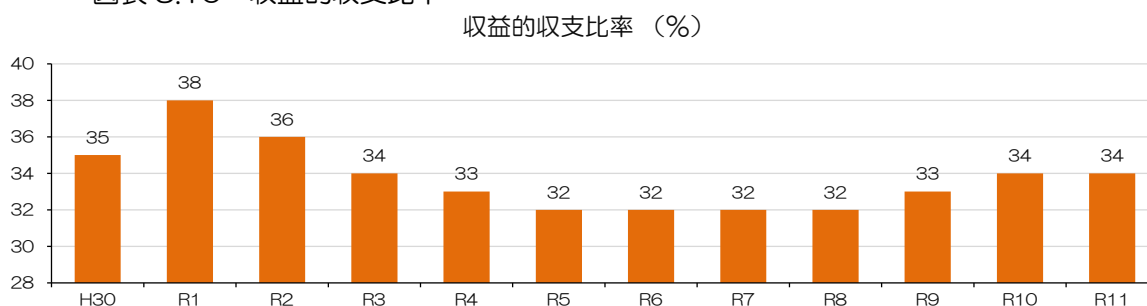
図表 5.8 資本的収支



図表 5.9 地方債残高



図表 5.10 収益的収支比率



3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

(1) 今後の投資についての考え方・検討状況

- ・広域化・共同化・最適化に関する事項：汚水処理区の見直し（処理施設の効率化・共同化）の実現に向け、計画案を策定して参ります。また、行政区域をまたがる広域化等の取組については、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等について検討していきます。
- ・投資の平準化に関する事項：現在、固定資産台帳が整備されていないため、今後、施設・管路の台帳整備を行い、アセットマネジメントを実施して、長期的な更新需要を把握するなど、今後検討していきます。
- ・民間資金を活用するのに適した規模、事業内容の施設整備事業等は現在のところ特にありませんが、全国の先進事例やそれらの効果等を勘案して、今後検討していきます。
- ・その他の取組：現時点では特にありません。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

- ・使用料の見直しに関する事項：経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
- ・資産活用による収入増加の取組について：下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、今後検討していきます。
- ・その他の取組：現時点では特にありません。

(3) 投資以外の経費についての考え方・検討状況

- ・民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）：他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わる DBO の導入など段階的な検討を継続的に実施します。また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検及び清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
- ・職員給与費に関する事項：管渠更新を推進していくためには、技術系職員及び事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費の抑制について今後も検討していきます。
- ・動力費に関する事項：マンホールポンプの電気代など、今後費用が高騰する場合において、進捗管理や収支の見直しの際に推定値の調整を行っていきます。
- ・薬品費に関する事項：現在のところ特にありません。

-
- 修繕費に関する事項：施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
 - 委託費に関する事項：対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
 - その他の取組：上記以外の項目についても、経営状況や財政状態をより明確にし、年次計画で実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていきます。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

- 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していきます。
- また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。

用語解説

【アセットマネジメント】

水道や下水道などの公共インフラを資産として捉え、それらの施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的、かつ、効果的に管理する手法のことを指します。

【地方債】

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金にあてるために起す地方債のことです。

【長寿命化】

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を行い、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のことです。

【包括的民間委託】

地方公共団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託する制度です。

【有収水量】

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のことです。

【PFI】

PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

【DBO】

DBO（Design Build Operate）とは、民間事業者に設計・建設・維持管理・運営等を長期契約とし、業務を一括性能発注する手法です。